

# ふくしま県民の旅



足立美術館



世界遺産

姫路城

## 出雲大社・姫路城・ 足立美術館・天橋立・ 鳥取砂丘

3日間

出雲大社

出発日 2024年 11月14日(木)

旅行代金 102,000円 (税込)  
個室利用別途



天橋立

鳥取砂丘

1日目	福島空港(8:05フライト) → 大阪国際空港(9:15着~9:50発) = 中国池田IC = 山陽姫路東IC = 姫路城(観光 11:05~12:25) …高田の馬場(昼食 12:25~13:25) = 砥堀IC = 勝央SA(休憩 14:30~14:45) = 湯原IC = 蒜山高原SASA(休憩 15:25~15:40) = 米子IC・JCT = 米子西IC = 東出雲IC = 玉造グランドホテル長生閣(17:00)	× 昼 夕
2日目	玉造グランドホテル長生閣(8:30発) = 松江玉造IC = 出雲IC = 出雲大社(参拜 9:25~10:35) = 出雲IC = 松江玉造IC = 東出雲IC = 米子西IC = 安来節演芸館(昼食 12:05~12:55) = 足立美術館(観光 13:05~14:35) = 安来IC = 米子西IC = 道の駅はわい(休憩 16:05~16:20) = 鳥取ワシントンホテルプラザ(17:00)	朝 昼 ×
3日目	鳥取ワシントンホテルプラザ(9:00発) = 鳥取砂丘(観光 9:15~9:55) = 鳥取砂丘 砂の美術館(観光 10:00~10:55) = マル海渡辺水産(昼食 11:25~12:25) = 天橋立(観光 14:45~15:35) = 宮津天橋立IC = 中国豊中IC = 大阪国際空港(17:15頃着 19:15フライト) → 福島空港(20:20着)	朝 昼 ×

添乗員同行、バスガイド付 最少催行人数25名

※写真はすべてイメージです。

利用バス会社: みつわバスまたは同等クラス  
利用航空会社: ANA

●1日目 4名一室/2人部屋の場合 お一人様3,000円UP  
3人部屋の場合 お一人様2,000円UP  
●2日目 2名一室

ご参加の皆様へ 旅行条件(要約) お申込みの際には、必ず国内募集型企画旅行条件書(全文)を下記販売店にてお渡しいたしますので、内容をご確認の上、お申込みください。当パンフレットとともに、契約書面の一部となります。

**【募集型企画旅行規約】**  
この旅行は、福島県旅行業協同組合が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。契約の内容・条件は、別途お渡しする「旅行条件書」及び、ご出発前にお渡しする「募集型旅行日程表」によります。  
**【旅行のお申込み】**  
(1)当社は「受託販売」に記載された当社の受託旅行会社(以下「当社」といいます)にて所定の申込書に所定の事項を記入の上、下記申込金を添えてお申込みください。当社は電話、郵便およびインターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点で成立しております。当社が契約の締結を承諾した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。また、ご出発まで一定以上の日数がない場合、お電話でのお申込みをお断りさせていただきます(ご出発前まで)。

**【お申込金(お1人様)】**  
●旅行代金が2万円未満……5,000円以上旅行代金まで  
●旅行代金が5万円未満……10,000円以上旅行代金まで  
●旅行代金が10万円未満……20,000円以上旅行代金まで  
●旅行代金が10万円以上……旅行代金の20%以上旅行代金まで  
**【旅行契約の成立時期】**  
旅行契約は、電話によるお申込みの場合、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものといたします。●郵便およびファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。  
**【旅行代金のお支払い】**  
旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に旅行代金全額をお支払いいただきます。また21日目にあたる日より前にお申込みの場合は、お申込み時点または旅行開始日の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

**【お申込金(お1人様)】**

旅行契約の解除日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	取消料	個人包括運賃を利用する場合の取消料
旅行契約締結後に解除する場合(下記を除く)	無料	旅行契約解除時の航空券取消料等の額
20日前~8日前以前	旅行代金の20%	左記または旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
7日前以前~2日前以前	旅行代金の30%	
旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
当日の旅行開始前	旅行代金の50%	
旅行開始後 又は 無連絡不参加		旅行代金の100%

**【お客様の責任】**  
●当社から提供される情報を活用し、お客様は旅行契約の内容について理解するよう務めなければなりません。  
●お客様は、旅行開始後においてパンフレットに記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに添乗員、現地ガイド、現地手配会社、当旅行サービス提供機関に問い合わせる旨をお知らせください。  
**【ご旅行条件・旅行代金の基準日】**  
●本旅行条件は、2023年8月1日を基準として作成しております。また、旅行代金は、2023年8月1日を現在有効なものと公示されている航空運賃、適用規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施 福島県知事登録旅行業第2-301号  
**福島県旅行業協同組合**

〒960-8036福島市新町4-19 山口ビル

受託販売 ご予約・お問い合わせは、当社へ